

信州しおじり木質バイオマス推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、「信州しおじり木質バイオマス推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、森林資源（木質バイオマス）を活用した環境・エネルギー循環システムの確立に向けた基礎調査や熱利用について協議をする。

（事務局）

第3条 協議会の事務局は、塩尻市振興公社（長野県塩尻市大門一番町12番2号）に置く。

（専門部会の名称及び事業）

第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため、専門部会を設置し次の業務を行う。

（発電部会）

- 1 施設運営にかかるコスト試算に関すること
- 2 その他部会の目的を達成するために必要なこと

（熱利用部会）

- 1 地域内の熱需要に関すること
- 2 熱供給にかかるコスト試算に関すること
- 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと

（委員）

第5条 本協議会の委員は別記1のとおりとする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は3年とする。

- 2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。

（役員）

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）会長代理 1名
- （3）専門部会長 各1名

(役員を選任・任務)

第8条 役員を選任は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 部会長は、部会に関する業務を統括する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(規約改正)

第12条 この規約は、第5条に規定する委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成24年12月26日から実施する。

別記 1

信州しおじり木質バイオマス推進協議会委員名簿（案）

（敬称略 順不同）

NO	氏名	所 属	役 職	発電部会	熱利用部会
1	小口 利幸	塩尻市	市長	○	○
2	田島 裕志	長野県林務部信州の木振興課	課長	○	
3	井上 雅文	東京大学	准教授	○	
4	天野 良彦	信州大学工学部	教授		○
5	櫻井 秀彌	征矢野建材株式会社	代表取締役	○	○
6	坪内 克己	大建工業株式会社		○	
7	山中 秀彦	三井造船株式会社エンジニアリング 事業本部	課長	○	○
8	片桐 大輔	八十二銀行法人部		○	○
9	増田 富重	松本広域森林組合	専務理事	○	
10	滝澤 栄智	長野県森林組合連合会	常務理事	○	
11	酒井 孔三	長野県木材協同組合連合会	専務理事	○	
12	松澤 義明	長野県森林整備加速化・林業再生協議会 （長野県林業コンサルタント協会）	業務課長	○	
13	原 知	塩尻市農業委員会	会長		○
14	西村 泰博	塩尻市農業協同組合	代表理事理事長		○
15	塩原 昭雄	洗馬農業協同組合	代表理事組合長		○
16	小松 幸男	片丘地区区長会	会長	○	○
17	重盛 勲	長野県野菜花き試験場	場長		○
18	石井 達郎	（一社）塩尻市農業公社	常務理事		○
19	大熊 桂樹	長野県農協地域開発機構地域開発部	主席研究員		○
計				12	12